

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県浅口郡鴨方町

2 構造改革特別区域の名称

鴨方町酒米栽培振興特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山県浅口郡鴨方町の全域

4 構造改革特別区域の特性

本町は、岡山県の西南部、倉敷市水島・広島県福山市、両工業地帯の中間に位置し、町の人口は約19,200人。町の面積は3,644haで瀬戸内海気候に属し、晴れの日が多く、手延べ素麺、手延べうどん、桃、清酒が特産である。

かつて、本町には、酒造業者が15社あり、岡山県内でも有数の日本酒の産地であった。しかしながら現在では、実際に醸造している会社は2社のみとなっている。うち1社は、県内第1の生産量をほこり、もう1社は、年間生産量約340klながら、江戸時代からの伝統を受け継ぎつつ日々研鑽し、酒造りを行っている。現在でも本町は、県内における日本酒製造の中心的な町である。

このような状況の中で、日本の伝統産業である日本酒製造業者が生き残っていく一つの手法として、酒造りを熟知している酒造家自身が、日本酒に適した酒米を栽培し、特徴ある日本酒を造ることが考えられる。

しかし、現在の仕組みでは制度上の制約により、日本酒製造業者が農地を確保することは、困難である。

また、本町の農業は、耕地面積495haのうち田337ha、畑158haであり、総農家数1,201戸のうち専業農家74戸、兼業農家361戸、自給的農家766戸と自給的農家が64%を占め、農家1戸当たり耕地面積は4.1aと県平均を大きく下回る零細経営である。

また、近年いわゆる米の生産調整や農業従事者の高齢化などにより、耕作放棄地が年々増加している。

耕作放棄の状況は、平成12年の世界農林業センサスによれば耕作放棄率が14%であり、全国の5.1%、岡山県の9.1%に比べると高く、遊休荒廃化が進んでいる。

そして、農地の所有状況は、平成14年度の町課税台帳によれば70歳以上の農地所有者が62%と非常に高く、高齢化が進んでいることから、近い将来、農業従事者が減少し、農地の遊休化が一層進むものと思われる。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在、日本酒業界はビール・ワインなどに押され、衰退してきている。このようになったのは、経済効率のみを優先し、戦中戦後におけるアルコール添加の日本酒を造り続けてきたことと、灘・伏見を中心とする大手酒造会社に依存し、生産量の大部分をいわゆる桶売りとしておこなってきたことが原因と考えられる。日本酒業界復興のためには、醸造のプロである酒造家が、酒造りに最も適した酒米を自ら生産することにより、原料に徹底的にこだわった高品質かつ旨い酒造りを行うことが不可欠である。

そこで、鴨方町において全国に先駆けて規制の特例を適用し、日本酒製造業者が農業に参入し、酒造業復興の先便をつけることとする。企業における合理化された農業経営に触発され、地元農業は活性化し、後継者問題解決の糸口となり、農業分野における構造改革に結びつくことは確実である。

そして、農業従事者の高齢化と減少により、農地の遊休化の進行が懸念される中、事業の継続性が高い企業が、地域農業の新たな担い手として参入することは、長期にわたる農地（遊休農地や今後遊休化する恐れが高い農地を含む）の有効活用につながり、地場産業の活性化と遊休農地解消の先進的モデルと成り得る。

さらに、これを機に町民の「我が町意識」を高め、農業・商業・観光など、鴨方町の総活性化へと繋げていく。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 構造改革特別区域法における規制の特例措置を適用し、農業生産法人以外の法人による農業への参入を認めることにより、農業外から新たな担い手の確保を図り、農地の遊休化を防止する。遊休・荒廃農地の復興により本来農業に従事してきた人々にも参入法人と共に生きる、新たな農業の展開を想起させ、地域農業の活性化を図る。

(2) 日本酒製造業者自ら、山田錦や雄町といった高級ブランドの酒米の栽培から酒造までの一貫化を行い、日本酒の品質向上やブランド力を強化し国内外に認められる高品質な日本酒を生産する。

そして、酒米の田植え・刈り入れ・日本酒造りまでの宿泊型体験ツアーなどを実施し、宿泊先での町産品（米・野菜をはじめ、手延べそうめん・うどん・桃など）の提供、米粉・酒粕を使った六次化産品を開発し、土産品としての販売により農業をはじめとした地域産業の活性化を図る。

(3) 酒造り期間（10月～3月）以外の期間に、酒米の栽培を行うことにより杜氏を始めとする蔵人の年間雇用およびパート労働者の長期雇用の達成を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本件の特例措置により、企業が農地を確保するための要件がより緩やかになる仕組みを活用できることから、日本酒製造業者自らによる酒米の生産が

ら酒造りまで一体化することにより高品質日本酒の製造促進等を通じ、次のような効果が期待される。

(1) 農業従事者の高齢化が著しく、後継者の若返りに期待する事も限界があることから、日本酒製造業者が企業として農業に参入することは、事業の継続性があり、長期にわたり農地（遊休農地や今後遊休化する恐れが高い農地を含む）が有効利用できる。

(2) 将来的には、酒米生産面積18haを目標に農地の有効利用を図り、ここから生産される酒米により、純米酒90klの増加が見込まれる。

また、売上額はこだわりの高品質日本酒を製造することにより平成24年度には、1億5千万円の増加が見込まれる。

年 度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度
酒米生産面積	2ha	4ha	8ha	12ha	18ha
純米酒生産量	10kl	20kl	40kl	60kl	90kl
増加見込み売上額	1,600万円	3,300万円	6,600万円	9,900万円	1億5千万円

(3) 杜氏・蔵人及びパート労働者の雇用については、事業開始予定年度の16年度より増加することとなる。

年度	14年度	16年度	20年度	22年度	24年度
杜氏、蔵人の延べ雇用月数	78ヶ月	156ヶ月	168ヶ月	168ヶ月	180ヶ月
パートの延べ雇用月数	30ヶ月	40ヶ月	44ヶ月	48ヶ月	60ヶ月

延べ雇用月数 = 雇用人数 × 雇用月数

(4) 酒米生産から酒造りまでの一貫した日本酒製造業者の成功により、鴨方町の知名度アップにつながる。そのことにより、日本酒造りの伝統産業と伝統ある酒蔵・釜場、さらには旧鴨方往来の文化財等と結びつけ、観光資源として全国に広くPRすることにより、観光面でも活性化が図られる。観光客数については、平成7年度175,000人であったが、平成14年度には94,000人と落ち込んでいる。この事業により、平成24年度には18万人と、観光客の回復が見込まれる。

年度	16年度	18年度	20年度	22年度	24年度
観光客数	11万人	13万人	14万人	16万人	18万人

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事

業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共体が必要と認める事項

(1) 農地流動化地域総合推進事業の実施

現在、本町の農業振興に向けた諸施策として、農地の借り手への情報集約と提供を行う「農地流動化地域総合推進事業」等を実施しており、この事業を活用し、特定法人への農地の集積を図る。

(2) 「鴨方の酒」のPR

毎年開催している鴨方町産業祭、麵祭り、浅口郡5町遙照山青空市等あらゆる機会を通じ、日本酒製造組合による試飲販売コーナーを設けるなど、「鴨方の酒」をPRする。

また本年度は、鴨方町ゆかりの陰陽師・安倍晴明にちなみ「晴明伝説」と銘打った日本酒を産業祭において配布し「鴨方の酒」を印象づける。

(3) 「鴨方の酒」のよき理解者の育成

参入予定企業の丸本酒造の蔵・釜場および住宅は、平成15年9月19日の文化審議会において、登録有形文化財とするよう答申され、文化庁が年内にも登録する予定となっている。この建造物を利用し、日本酒の製造工程など日本酒の魅力をアピールする日本酒セミナーを開催する。

また、消費者を対象に酒米の田植えから日本酒づくりまでの作業体験を行い、農業と「鴨方の酒」のよき理解者を増やす。

(4) 米粉、酒粕を使用した六次化製品の開発

日本酒を造る際に玄米を40%~65%に精米するので、米粉が相当量でき、酒粕もできる。それらを活用し、町内の生活交流グループと提携し、パン・クッキーなどの加工品の開発をすすめる。

別紙

1 特定事業の名称

番号 1001

名称 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

農地の貸付主体：岡山県浅口郡鴨方町、農地保有合理化法人

農地の借受主体：岡山県浅口郡鴨方町に所在する酒税法第7条の清酒製造免許を受けて日本酒の製造を行う農業生産法人以外の法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定日以降

4 特定事業の内容

(1) 事業に關与する主体

岡山県浅口郡鴨方町、農地保有合理化法人、特定法人

(2) 事業が行われる区域

岡山県浅口郡鴨方町の全域

(3) 事業の実施期間

本件特例措置の適用開始の日以降

(4) 事業により実現される行為

特定法人による酒米の栽培

5 当該規制の特例措置の内容

本件特区計画に定める地域における構造改革特別区域法における規制の特例措置の要件適合性を認める根拠となるデータは、別紙資料1及び資料2のとおりである。

当鴨方町では、耕作放棄率が高く、また、高齢化が進んでいることから近い将来、農業従事者が減少し、農地の遊休化の進行が懸念される。

そこで、本件特例を受け、日本酒製造業者が農業に参入することは、新たな担い手の確保につながり、高齢化によって維持管理が不十分となる農地の有効利用につながるとともに、日本酒製造業者自らによる酒米を生産することにより、日本酒製造業の活性化と、町の産業振興に資するため、本件特区を設定することとする。

資料1

耕作放棄の状況

区分	耕地面積()	放棄地面積()	耕作放棄率(/)
鴨方町	394 ha	64 ha	14.0%
岡山県	58,106 ha	5,812 ha	9.1%
全国	3,884千ha	210千ha	5.1%

出典：2000年世界農林業センサス

注：耕作放棄地とは、「過去1年間作付けせず、今後作付ける意思がない」土地

農地所有者年齢別一覧表 (平成 15年度課税台帳による)

(単位 人数 :人、所有面積 :m²)

年代	鴨方				益坂				地頭上				本庄			
	人数	占有率	所有面積	占有率												
40歳未満	1	0.3%	578	0.1%	2	1.4%	3564	1.0%	2	1.6%	5820	2.1%	3	1.2%	3285.6	0.6%
40～49	10	3.4%	14216.02	2.9%	6	4.1%	12456	3.7%	6	4.8%	13005	4.6%	7	2.9%	10112	1.7%
50～59	34	11.6%	58411.3	11.8%	25	17.1%	69414.42	20.4%	21	16.9%	51667.45	18.2%	30	12.3%	78586.94	13.5%
60～69	77	26.4%	114388.8	23.1%	25	17.1%	48618.56	14.3%	25	20.2%	55058.38	19.4%	69	28.3%	209995	36.2%
70～79	88	30.1%	137279.1	27.8%	38	26.0%	85989.61	25.3%	34	27.4%	64352.24	22.7%	73	29.9%	139577.7	24.1%
80歳以上	82	28.1%	169727.7	34.3%	50	34.2%	119445.8	35.2%	36	29.0%	93945.54	33.1%	62	25.4%	138468.4	23.9%
計	292	10.5%	494600.9	7.0%	146	5.3%	339488.4	4.8%	124	4.5%	283848.6	4.0%	244	8.8%	580025.6	8.2%

年代	小坂東				小坂西				深田				六条院西			
	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率
40歳未満	4	1.2%	6004.91	0.6%	3	0.9%	11153.22	0.8%	2	0.9%	6923	1.2%	7	2.2%	21130.94	2.4%
40～49	13	3.7%	60043.42	5.9%	16	5.0%	37612.62	2.6%	8	3.5%	24526	4.2%	9	2.8%	20253.71	2.3%
50～59	55	15.9%	151448.6	15.0%	35	10.9%	98704.48	6.9%	22	9.5%	53312.13	9.1%	48	15.0%	83289.88	9.6%
60～69	76	21.9%	259250.6	25.7%	72	22.4%	169395.7	11.8%	59	25.5%	170488.4	29.0%	50	15.6%	132825	15.2%
70～79	101	29.1%	215780.8	21.4%	94	29.2%	360366.5	25.1%	70	30.3%	143345	24.4%	100	31.2%	311902.3	35.8%
80歳以上	98	28.2%	317112.6	31.4%	102	31.7%	760907.7	52.9%	70	30.3%	189079.2	32.2%	107	33.3%	302491.9	34.7%
計	347	12.5%	1009641	14.2%	322	11.6%	1438140	20.3%	231	8.3%	587673.8	8.3%	321	11.6%	871893.8	12.3%

年代	六条院中				六条院東				その他				合計			
	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率	人数	占有率	所有面積	占有率
40歳未満	5	1.0%	7510.38	0.7%	2	0.9%	992	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	31	1.1%	66962.05	0.9%
40～49	13	2.6%	35290	3.5%	12	5.2%	14063.72	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	100	3.6%	241578.5	3.4%
50～59	58	11.8%	127927.8	12.8%	31	13.5%	60764.74	12.7%	4	22.2%	5069	54.1%	363	13.1%	838596.8	11.8%
60～69	117	23.7%	307584.3	30.7%	49	21.3%	78792.28	16.5%	7	38.9%	2212	23.6%	626	22.6%	1548609	21.8%
70～79	157	31.8%	272629.6	27.2%	51	22.2%	113586.9	23.7%	3	16.7%	1100	11.7%	809	29.2%	1845910	26.0%
80歳以上	143	29.0%	251190.6	25.1%	85	37.0%	210739.7	44.0%	4	22.2%	984.66	10.5%	839	30.3%	2554094	36.0%
計	493	17.8%	1002133	14.1%	230	8.3%	478939.3	6.7%	18	0.7%	9365.66	0.1%	2768	100.0%	7095750	100.0%